

熊本県農業振興地域整備基本方針

昭和45年3月	策定
昭和51年3月	変更
昭和60年8月	変更
平成17年4月	変更
平成22年12月	変更
平成24年12月	変更
平成29年3月	変更

令和4年(2022年)5月変更

熊本県

目 次

農地に関する基本理念	1
第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	6
1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	6
(1) 確保すべき農用地等の面積の目標	
(2) 農業振興地域制度等の適切な運用	
(3) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進	
2 農業上の土地利用の基本的方向(農業地域別)	8
(1) 県央農業地域	
(2) 県北農業地域	
(3) 阿蘇農業地域	
(4) 県南農業地域	
(5) 天草農業地域	
第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項	13
第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項	17
1 農業生産基盤の整備の方向	17
2 農地種別の構想	17
(1) 水田	
(2) 畑	
(3) 樹園地	
3 中山間地域の構想	18
4 広域的農業生産基盤の整備の構想	18
第4 農用地等の保全に関する事項	19
1 農用地等の保全の方向	19
2 農用地等の保全のための活動	19

- (1) 荒廃農地の再生利用や保全管理の推進
- (2) 農地の有効利用の促進
- (3) 中山間地域等直接支払制度の推進
- (4) 多面的機能支払制度の推進
- (5) 地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進
- (6) 地下水と土を育む農業の推進

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項 2 1

- 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向 2 1
 - (1) 農地の集積・集約化の推進
 - (2) 農地の効率的な利用の推進
 - (3) 農地情報図 (G I S) の整備・活用の推進
 - (4) 効率的かつ安定的な農業経営の基本指標の活用

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項 2 3

- 1 主要作物別の構想 2 3
- 2 広域的農業近代化施設の整備の構想 2 9
 - (1) 園芸集出荷施設の再編整備
 - (2) 卸売市場の適正な配置
 - (3) 乳業施設の合理化
 - (4) 家畜市場の再編整備

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項 3 1

- 1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向 3 1
- 2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備 3 1
 - (1) 農業経営者の支援施設
 - (2) 多様な生産組織の支援施設
 - (3) 新規就農者の確保・育成の支援施設
 - (4) 都市農村交流施設
 - (5) 農業の6次産業化に取り組む担い手の支援施設

3	農業を担うべき者の育成及び確保のための活動	32
(1)	認定農業者・農業法人への支援	
(2)	地域営農組織の育成	
(3)	将来を担う多彩な人材の育成	
(4)	女性農業者の社会参画・経営参画	
(5)	企業の農業参入	

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	34
2	農村地域における就業機会の確保のための構想	34

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1	生活環境施設の整備の必要性	36
2	生活環境施設の整備の構想	36

農地に関する基本理念

～農地の集積・集約化、荒廃農地の解消、農村景観の保全に向けて～
「悠久の宝である農地を守り、集積・集約化し、次の世代に引き継ぐ。」

1 農地に関する基本理念

農地は、生命の源である食を作る基盤であり、この農地を舞台に展開される多彩で、魅力ある農産物を育む本県の農業は、すばらしい可能性にあふれています。この本県の悠久の宝である農地を、守り、集積・集約化し、次の世代に引き継いでいくため、農地に関する基本理念を策定し、県政の農地に係る施策の基本とします。

2 悠久の宝である農地の維持・保全のために

(1) 農地を管理していくことの意義

本県では、豊富な水資源をはじめ、温暖な海岸地帯から阿蘇等の高冷地帯まで広がる豊かな自然環境を活かして、多種多様な農業が生まれ、日本有数の食料生産基地となっています。その礎となる農地をはじめ、農村風景のひとつひとつは、永い歴史と共に営々と積み重ねられ、築かれてきたかけがえのない県民共通の財産です。また、農地は、地下水のかん養に重要な役割を果たしており、豊かな地下水の源にもなっています。

しかし、近年、高齢化の進展や担い手不足等の問題が顕在化し、地域社会の連帯性の低下により、農地の管理が行き届かなくなった結果、荒廃農地の発生、鳥獣被害の増加、農業生産力の減退、食を支える土・水の荒廃、保養や休息を求める都市の人々の場の荒廃など、その多面的機能や魅力が損なわれる地域が見られるようになりました。

このような中、本県の農業が将来にわたって活力を維持していくとともに、農業・農村が持つ多面的機能を果たしていくためには、「稼げる農業」を実現する生産構造への転換を図っていくとともに、食料生産を行う基礎的資源であって経営の重要な基盤である農地を面的に集積するなど、最大限に有効利用していく必要があります。

そのためには、県民すべてがその恩恵を受けていることに思いを致し、県民が一体となって、農地を悠久の宝として維持・保全し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

(2) 農村景観を保全していくことの意義

農村景観は、それぞれの地域における長年にわたる人々の営みの積み重ねが形となって表れたもので、「地域文化の表徴」と言えます。景観づくりに関しては、表面的な美しさだけにとどまらず、地域固有の生活や文化・歴史・風土を大切にしたい、そこに住む人々の「場所への愛着」と「本物の地域づくりの能力」による再生が重要であり、その景観を保全・創造し、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

3 農地に関する基本理念の実現に向けた推進のかたち

(1) 農地に関する基本理念の実現に向けて

本県では、農地に関する基本理念の実現に向けて、次のことを県民が一体となって推進していきます。

- (ア) 将来の営農や土地利用などを地域で考え、農地を集团的かつ良好な状態で確保、保全し、有効利用を図っていきます。
- (イ) 農地の面的集積を加速させ、規模拡大意欲のある多様な経営体への農地の集積・集約化を進めていきます。
- (ウ) 荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進します。
- (エ) 農業に関する様々な取組への高齢者や女性の参加を促進し、その力を更に活かすとともに、集落内外の様々な人たちと手を組み、皆で社会参加を楽しみながら、連帯して農地を守り、集積・集約化し、引き継いでいきます。
- (オ) 先人たちによって慈しみ、守られてきた豊かで心安らく熊本の原風景を守り、磨き上げ、次の世代へと継承していきます。

(2) 地域の特性に応じた推進のかたち

農業地域は多彩であり、生産条件に恵まれた地域と恵まれない地域に分けて、その特性に応じた取組を推進していきます。

ここでは、生産条件に恵まれない地域とは、具体的には、土地の傾斜等自然条件の不利、マーケットから遠い、農業構造の不利（経営規模が小さい、水利が不利等）等おおむね中山間地域のことを、生産条件に恵まれた地域とは、それ以外の地域のことをいいます。

生産条件に恵まれた地域

(1) 平坦地（都市周辺地域を除く。）

本地域は、農地の面的集積や担い手への集積・集約化に適した地域でありながら、貸借などの権利関係が発生することに対する将来的不安があることや耕作地が効率的利用を阻む分散錯圃状態となっているため、農地について、いかにして担い手に集積・集約化していくかが課題となっています。そのため、地域ぐるみでの徹底的な話し合いや土地改良事業等の実施を通じて、農地の面的集積や担い手への集積・集約化を図ることが期待されています。

担い手への農地の集積・集約化等

経営規模の拡大による生産コスト削減を促進するため、地域ぐるみでの徹底的な話し合いを通じて、地域の中核となって農業経営を展開する多様な経営体への農地の集積・集約化や6次産業化の支援を図っていきます。

- ・認定農業者、農業生産法人、地域営農組織（集落の法人化）の育成
- ・農業に参入する企業、新規農業参入者に対する農地のあっせん集積
- ・6次産業化など経営の厚みを増すための支援（経営者教育など）

農地の集積・集約化

集团的農地の確保及び有効利用を促進するため、土地改良事業等（大区画ほ場整備等）を活用して、担い手への農地の集積・集約化を図っていきます。

荒廃農地の解消

担い手等による取組を推進するほか、農業以外の分野との連携、農村景観づくりやその利活用の推進、企業参入等により、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を図っていきます。

(2) 都市周辺地域

本地域は、集約的農業に適した地域でありながら、転用期待と資産保有意識が高まり、それが障害となって農地の流動化が進まず、荒廃化が進み、農地の有効利用ができていないため、優良農地の保全が課題となっています。そのため、農業振興地域制度を適切に運用し農地転用規制を厳しくするとともに、農地を効率的に利用する耕作者の権利取得を促進することが期待されています。

農地転用規制の厳格化

優良農地を保全していくため、農用地区域については、農地転用許可を制限し、違反転用については是正させる取組の強化を図っていきます。

農用地区域からの除外の判断

農用地区域からの除外については、法に規定する除外の要件である「農地の集団性を損なわないこと」などに照らし、個別事案ごとに知事の同意の適否について、適切に判断していきます。

農地を効率的に利用する耕作者の権利取得の促進

農地の利用を希望する耕作者の権利取得の促進を、荒廃農地のデータベース化の推進などにより図っていきます。

生産条件に恵まれない地域

本地域は、高齢化の進展や担い手不足等により地域の活力や連帯性の低下が更に懸念されるとともに、平坦地に比べ荒廃農地の発生や深刻な鳥獣被害の増加等による営農意欲の減退などにより農地の荒廃が進み、良好な農村景観など農業・農村の持つ多面的な機能を維持していくことがより困難となっています。そのため、集落の農業者と農業に携わっていない人たちが、集落行事等の営みを協働で行うことで、地域の活力が向上することが期待されています。また、これらの人たちが都市住民など集落外の様々な人たちの協力を得て、共助の精神で農耕、6次産業化、景観の保全等を行う「人と人のつながりを重視する経済活動」による地域の活性化が期待されています。

担い手への農地の集積・集約化等

平坦地に比べ中山間地域では、地域営農組織等の組織の育成が遅れています。このため、組織の設立や法人化を進め、農地の受け皿となる担い手を確保・育成するとともに、農家の負担が少なく比較的小規模な土地改良事業等を活用して、担い手や新規農業参入者への農地の面的集積を図っていきます。

また、6次産業化など経営の厚みを増すための支援（経営者教育など）を図っていきます。

荒廃農地の解消等

荒廃農地の解消のため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用、企業参入、農業以外の分野との連携等により、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を図っていきます。

また、市町村農業委員会が非農地と判断した土地について、林地等としての有効利用を図っていきます。

さらには、営農意欲の減退の大きな要因となっている鳥獣被害の防止に向けた対策を総合的に講じていきます。

農村景観の保全

地域内外の様々な人たちの参画を得ながら、農業関連事業での所得確保の方策を増やし、地域の農業・農村の活力を高めることにより、集落機能の維持と棚田等の美しい農村景観の保全を図っていきます。

また、快適な農村に人が住み農地を維持していけるような集落の生活環境の質の向上を図っていきます。

農村景観を地域の宝として保全・活用するため、そこに住む人たちがその価値を共有することによって、その価値を磨き発信し、外部の人たちも協働し保全する仕組みづくりを目指し推進していきます。

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、「農業振興地域の整備に関する法律」(以下「法」という。)に基づく適切な運用を通じ、農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。県及び市町村は、国の「農用地等の確保等に関する基本指針」に基づき、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

国は、令和2年(2020年)3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」を策定し、中長期的な施策の整理を行い、令和2年(2020年)12月に新たな「農用地等の確保等に関する基本指針」を策定し、令和12年(2030年)の確保すべき農用地等(農用地区域内農地)の面積について、現状(令和元年(2019年)400.2万ha)よりも3万ha減の397万haを目標として設定したところである。

県においても、国の基本指針の見直しを踏まえ、引き続き農業振興地域制度の適切な運用を図るとともに、農地の集積・集約化、荒廃農地の発生防止等の農用地等の確保に向けた取組みの推進により、令和12年(2030年)時点における確保すべき農用地等(農用地区域内農地)の面積を現状(令和元年(2019年)91,256ha)よりも1,453ha減の89,803haを本県の目標として設定する。

(2) 農業振興地域制度等の適切な運用

県及び市町村は、意欲ある担い手による農業経営の推進及び食料の安定的な供給に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域の整備に関する法律をはじめとした関係法令、「農地に関する基本理念」等に基づき、地域の特性に応じて、農業振興地域制度を主体的かつ効果的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方で転用を原則認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできるだけ保全・確保することを旨とし、市町村は、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業を実施した優良な農地等、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度を適切に運用するものとする。

なお、農地に関する基本理念における「生産条件に恵まれた地域(平坦地・都市周辺地域)」は、農地の面的集積や担い手への集積・集約化に適した地域であることから、農用地区域からの除外判断を行うときは、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件である「当該除外が必要かつ適当で、農用地区域以外では困難であること」、「農用地の集団化、農作業の効率化等を損なわないこと」、「農用地の利用の集積に支

障を及ぼすおそれがないと認められること」等に照らし、市町村は厳格に判断するものとし、県の同意判断も同様とする。

(3) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取組の推進

農用地等の確保については、特に農地を中心として次の方向で進めるものとする。

農地の保全・有効利用

多面的機能支払制度及び中山間地域等直接払制度による共同活動への支援、人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話合いの促進、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約化の加速化、農地法に基づく遊休農地に関する措置等により荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進するものとする。

農業生産基盤の整備

農用地区域について、農地中間管理機構との連携を図りつつ農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化を推進するとともに、自動走行農機、ICT水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農業用排水施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する等、農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても一体的に整備を行った方が効果的な場合は、当該土地の農用地区域への編入に努めるものとする。

非農業的土地需要への対応

やむを得ない非農業的土地需要へ対応するための農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、農用地区域内農地の確保を基本としたより適切かつ厳格な運用を図ることとともに、市町村の振興に関する計画や都市計画等の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努めるものとする。

この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、おおむね5年ごとに法第12条の2に基づき実施する基礎調査等に基づき行うものとする。

また、国及び地方公共団体が農用地区域内にある土地を公用施設又は公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合には、農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という法第16条に規定される国及び地方公共団体の責務にかんがみ、法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすよう努めるものとする。

なお、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨をはじめ、近年、頻発・激甚化する自

然災害からの復旧・復興のための農用地利用計画の変更については、既存の優良な農用地への影響を抑えつつ、円滑かつ迅速な復旧・復興に資するよう市町村と連携して適切に対応していく。

農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

農業振興地域整備計画については、法第 12 条の 2 の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進により、農用地等の面積や土地利用に関する現況を適切に把握するものとする。

交換分合制度の活用

農業振興地域内にある土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して農用地区域内の土地の農業上の利用を確保するため、農用地利用計画の変更を行うに当たって、当該変更に係る土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者等の意向を踏まえ、必要がある場合は、法第 13 条の 2 に規定する交換分合制度を積極的に活用するものとする。

推進体制の確立等

基本方針及び農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調整等制度の円滑かつ適正な運用を図ることとし、これに要する関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、必要に応じ関係団体等から広く意見を求めるものとする。なお、本県においては「熊本県農業振興促進連絡会議」及び「熊本県農業振興促進審議会」を活用し、適切な制度の運用を図る。

2 農業上の土地利用の基本的方向（農業地域別）

本県は九州のほぼ中央に位置し、その面積は、7,409 k m²で、東西の広がりや八代海をはさんで 143 k m、南北 127 k m である。東部に阿蘇山及び九州山地が連なり、広大な草原がひらけ、中央平坦部に向かって菊池川、白川、緑川、球磨川の四大河川が西流し、この流域に玉名平野、熊本平野、八代平野の水田地域がある。西部には県境山麓、金峰山、宇土半島、芦北海岸が連なり、その西には天草の島しょ地域がある。

気象条件は、冷涼な阿蘇高原から無霜地域を含む海岸島しょ地域まで比較的变化に富んでいるが、総体的には温暖で条件に恵まれている。

本県農業は、豊かな自然、多様な生産条件のもと米、野菜、果樹、畜産をはじめとする多彩な農産物がバランスよく生産されており、首都圏などへの食料を供給する地域としての役割を果たしている。

このため、「新しいくまもと創造に向けた基本方針」では、本県の基幹産業である農業

について、令和2年7月豪雨からの復旧・復興を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症による大きな影響を受ける中、農業の持続的な発展を図るため、スマート農業など収益性の高い次世代型農業の展開や生産技術の向上、農地等の基盤整備等によるPQCの最適化を更に進めていくこととしている。また、県産農林水産物等の販路・輸出拡大、中山間地域等の振興についても図ることとしている。

さらに、将来に向けた地方創生の取組みとして、農地集積や経営継承、企業参入を推進するとともに、若者の就農促進や多様な担い手確保に取り組むこととしている。

一方、産業分野においては、「熊本県産業成長ビジョン」に基づき、半導体、自動車、食品バイオ関連といった基幹産業の更なる成長を目指すとともに、熊本の強みを活かした新たな産業（医療、健康、農業、次世代素材、コンテンツ等）の創出・魅力発信を促進することとしている。

また、九州新幹線全線開業後、移動時間の短縮や駅周辺整備による商圈の拡大等、着実に多面的な効果が現れており、さらなる地域の振興が求められている。

さらに、九州における熊本都市圏の拠点性向上及び県土の基盤の充実を図るべく、九州横断自動車道延岡線、南九州西回り自動車道、中九州横断道路、国道57号（拡幅）、地域の特性を活かす熊本天草幹線道路等の幹線道路ネットワークづくりに取り組むこととしている。

このような中、本県が首都圏などへの食料を供給する地域としての役割を果たしつつ、農業の持続的な発展を図るためには、品質の向上による価格の上昇、農地整備やハウス等の生産基盤強化による安定した生産量の確保、農地の集積・集約化や農業施設の長寿命化等による生産コスト削減により、農家所得の最大化を進め、優良農地の確保を基本として地域の特性を活かした計画的な土地利用を図る必要がある。

特に、農業上の土地利用に際しては、農産物の需要の動向に即した生産を行うこととし、これに弾力的に対応できるような合理的な土地利用を進めることとする。

そこで、本県においては、市町村の区域を基本に地形、気候、水系等の自然的条件や土地利用の方向、各種開発の連関性、生活圏等の社会経済的条件を総合的に勘案して、県土を以下の5つの農業地域に分類し、農業地域別の農業上の土地利用の基本的方向を次のとおりとする。

地域名	市町村名
県央農業地域	熊本市・宇土市・宇城市・美里町・御船町・嘉島町・益城町・甲佐町・山都町
県北農業地域	荒尾市・玉名市・山鹿市・菊池市・合志市・玉東町・和水町・南関町・長洲町・大津町・菊陽町
阿蘇農業地域	阿蘇市・南小国町・小国町・産山村・高森町・南阿蘇村・西原村
県南農業地域	八代市・人吉市・水俣市・氷川町・芦北町・津奈木町・錦町・あさぎ

	り町・多良木町・湯前町・水上村・相良村・五木村・山江村・球磨村
天草農業地域	天草市・上天草市・苓北町

(1) 県央農業地域

この地域は、白川、緑川流域の熊本平野等を擁し、この平野の周辺に畑地、中山間地域があり、これらの大部分が都市近郊、平地農村に属している。

平坦地の水田では、米、麦、大豆等の土地利用型作物及び野菜等を中心とした農業生産が行われており、畑地帯では、畜産、飼料作物及び野菜を中心とした農業生産が行われている。また、不知火海沿いの樹園地では、温州みかん等の果樹の生産が盛んであり、緑川上中流域等の中山間地域においては、果樹及び茶等の工芸作物等の生産が行われている。

この地域の一部では、都市近郊農業として展開することが期待されている。また、特に白川の中流域においては地下水浸透能力が高く、営農と連携した水田たん水等、地下水かん養機能の発揮が期待されている。

一方、これまで本県が取り組んできた「熊本テクノポリス計画」、「セミコンフォレスト構想」等の推進により、高度技術産業の集積が形成されてきたが、今後は当該技術を活用した産業集積に加えて、新たな産業創出に向け、空港周辺にライフサイエンス分野を中心とした知の集積等が図られるものと考えられる。また、九州新幹線の全線開業や、熊本都市圏交通網の整備、中九州横断道路、九州横断自動車道延岡線等の道路網整備等交通基盤整備が進められている。そのため、今後の土地利用に当たっては、熊本市及び周辺市町を含む平坦部において、非農業的土地需要が増加するものと予測される。したがって、農業上の土地利用は、これらとの調整を十分図りつつ、都市近郊農業や主要な農業地域としての機能を果たすため、農産物の需要の動向に即した農業生産を基本とし、これに弾力的に対応できるよう合理的な土地利用を進める。

(2) 県北農業地域

この地域は、菊池川流域の玉名平野を擁し、この平野の周辺に畑地、中山間地域があり、これらの大部分が都市近郊、平地農村に属している。

平坦地の水田では、米、麦、大豆等の土地利用型作物及び野菜等を中心とした農業生産が行われており、畑地帯では、畜産、飼料作物及び野菜を中心とした農業生産が行われている。また、有明海沿いの樹園地では、温州みかん等の果樹の生産が盛んであり、県境の中山間地域においては、果樹及び茶等の工芸作物等の生産が行われている。

この地域では、これまで農業生産基盤の整備が進められてきていることから、主要な農業地域として確保するとともに、一部地域は、都市近郊農業として展開することが期待されている。また、特に白川の中流域においては地下水浸透能力が高く、営農と連携した水田たん水等、地下水かん養機能の発揮が期待されている。そのため、今後の土地

利用に当たっては、熊本市周辺市町を含む平坦部において、非農業的土地需要が増加するものと予測される。したがって、農業上の土地利用は、これらとの調整を十分図りつつ、都市近郊農業や主要な農業地域としての機能を果たすため、農産物の需要の動向に即した農業生産を基本とし、これに弾力的に対応できるよう合理的な土地利用を進める。

(3) 阿蘇農業地域

この地域は、阿蘇のカルデラ等自然景観に恵まれた阿蘇くじゅう国立公園の区域と外輪に広がる原野、山林地域を含む高原地域である。阿蘇谷や南郷谷の広大な水田をはじめ、広大な草地や畑が広がっており、夏季の比較的冷涼な気候を活かした多彩な農業生産や恵まれた草資源を活かして酪農及び肉用牛の経営が行われている。

また、草資源の循環的な利用と草原の管理システムを通じた持続的な農業が評価され、平成25年に世界農業遺産に認定されている。現在、世界文化遺産登録を目指し、その一環として阿蘇郡市町村では景観農業振興地域整備計画を策定しており、地域全体で阿蘇の美しい農業景観を守る意識が醸成されている。したがって、この地域の農業上の土地利用については、農村景観に配慮しながら農産物の需要の動向に即しつつ、生産を行うこととし、これに弾力的に対応できるよう合理的な土地利用を進める。

(4) 県南農業地域

この地域は、八代平野を中心とした地域、水俣・芦北地域、球磨盆地を中心とした地域からなっており、これまで農業生産基盤の整備が進められてきていることから主要な農業地域として確保していく。八代平野を中心とした地域は、全国でも有数の高生産性農業地帯として発展してきた。水俣・芦北地域では、甘夏みかんや不知火類(デコポン)を中心にかんきつ産地を築いてきた。球磨盆地を中心とした地域では、酪農及び肉用牛、果樹、野菜、工芸作物等多彩な農業生産が行われている。

また、この地域では豊富な農林水産物を活かし、食関連産業の振興を図る「くまもと県南フードバレー構想」を策定し、6次産業化や農商工連携による、地域内生産物の高付加価値化や地域内生産物を活かす企業研究機関の集積、地域外への販路拡大、地域を牽引する人材の育成等の取組をとおして、県南地域全体の活性化を目指している。したがって、この地域の農業上の土地利用については、「くまもと県南フードバレー構想」に適合するよう調整を十分図りながら、農産物の需要の動向に即した農業生産を基本とし、計画的・合理的な土地利用を進める。

(5) 天草農業地域

この地域は、本県の最西端に位置し四方を海に囲まれた島しょ地域である。平坦地が少なく、農地は団地面積も狭小である。また、河川は延長が短く、水資源が不足する要因となっている。

この地域では、温暖な気候を活かした早期米(コシヒカリ)、秋冬野菜、果樹、花き

等の生産や畜産が行われている。

また、この地域は、豊かな自然やキリシタン史跡等観光資源に恵まれ、多くの観光客が訪れる「日本の宝島」として全国に発信されており、また、熊本都市圏と旧本渡市を結ぶ熊本天草幹線道路の整備や島原・天草・長島架橋構想が推進される等、今後も都市との交流促進が図られるものと考えられるため、これらの交通網の整備や観光関連施設等の農業以外の土地利用との調和を十分保ちながら、農産物の需要の動向に即した農業生産を行うことを基本とし、計画的・合理的な土地利用を進める。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置及び規模に関する事項

(指定予定地域)

農業地域名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
県 央 農業地域	熊本地域 (熊本市)	熊本市のうち、都市計画法の市街化区域(以下「市街化区域」という。)、及び臨港地区、港湾法の臨港地区、流通業務市街地の整備に関する法律の流通業務地区並びに規模の大きな森林の区域(農用地等として利用することが適当な区域を除く。)(以下「森林の区域」という。)を除いた区域	総面積 25,483ha (農用地面積 12,290ha)
	宇土地域 (宇土市)	宇土市のうち都市計画法の用途地域(以下「用途地域」という。)及び森林の区域を除いた区域	総面積 6,499ha (農用地面積 2,535ha)
	宇城地域 (宇城市)	宇城市のうち用途地域、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに森林の区域を除いた区域	総面積 16,902ha (農用地面積 6,942ha)
	美里地域 (美里町)	美里町のうち森林の区域を除いた区域	総面積 4,258ha (農用地面積 1,245ha)
	御船地域 (御船町)	御船町のうち用途地域、森林の区域及び防衛施設用地を除いた区域	総面積 5,748ha (農用地面積 1,735ha)
	嘉島地域 (嘉島町)	嘉島町のうち市街化区域を除いた区域	総面積 1,480ha (農用地面積 797ha)
	益城地域 (益城町)	益城町のうち市街化区域、森林の区域及び熊本空港用地を除いた区域	総面積 3,964ha (農用地面積 2,406ha)
	甲佐地域 (甲佐町)	甲佐町のうち森林の区域を除いた区域	総面積 4,977ha (農用地面積 1,566ha)
	山都地域 (山都町)	山都町のうち国定公園の特別保護地区、防衛施設用地、森林の区域及び既成市街地地区を除いた区域	総面積 44,134ha (農用地面積 7,873ha)
地域計	9 地域	総面積 113,445ha (農用地面積 37,389ha)	

農業地域名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
県北 農業地域	荒尾地域 (荒尾市)	荒尾市のうち用途地域、都市計画法の臨港地区及び森林の区域を除いた区域	総面積 3,581ha (農用地面積 1,456ha)
	玉名地域 (玉名市)	玉名市のうち用途地域及び森林を除いた区域	総面積 14,296ha (農用地面積 6,802ha)
	玉東地域 (玉東町)	玉東町のうち用途地域及び森林の区域を除いた区域	総面積 2,298ha (農用地面積 921ha)
	和水地域 (和水町)	和水町のうち森林の区域を除いた区域	総面積 9,558ha (農用地面積 2,398ha)
	南関地域 (南関町)	南関町の全域	総面積 6,892ha (農用地面積 1,339ha)
	長洲地域 (長洲町)	長洲町のうち用途地域及び都市計画法の臨港地区を除いた区域	総面積 1,279ha (農用地面積 580ha)
	山鹿地域 (山鹿市)	山鹿市のうち用途地域及び森林の区域を除いた区域	総面積 27,138ha (農用地面積 7,881ha)
	菊池地域 (菊池市)	菊池市のうち用途地域及び森林の区域を除いた区域	総面積 20,353ha (農用地面積 6,492ha)
	大津地域 (大津町)	大津町のうち用途地域、国立公園の特別保護地区、森林の区域及び熊本空港用地を除いた区域	総面積 8,653ha (農用地面積 2,539ha)
	菊陽地域 (菊陽町)	菊陽町のうち市街化区域、熊本空港用地及び防衛施設用地を除いた区域	総面積 2,941ha (農用地面積 1,480ha)
合志地域 (合志市)	合志市のうち市街化区域、防衛施設用地、国立農業試験場、県農業研究センター、県農業公園、県農業大学校及び蓬原工業団地の区域を除いた区域	総面積 3,830ha (農用地面積 2,208ha)	
地域計	11地域	総面積 100,819ha	(農用地面積 34,096ha)

農業地域名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
阿 蘇 農業地域	阿蘇地域 (阿蘇市)	阿蘇市のうち国立公園の特別保護地区、森林の区域及び既成市街地地区を除いた区域	総面積 33,163ha (農用地面積 20,176ha)
	南小国地域 (南小国町)	南小国町のうち森林の区域を除いた区域	総面積 11,084ha (農用地面積 4,027ha)
	小国地域 (小国町)	小国町のうち森林の区域を除いた区域	総面積 13,546ha (農用地面積 2,386ha)
	産山地域 (産山村)	産山村の全域	総面積 5,782ha (農用地面積 2,659ha)
	高森地域 (高森町)	高森町のうち国立公園の特別保護地区及び森林の区域を除いた区域	総面積 15,467ha (農用地面積 4,300ha)
	南阿蘇地域 (南阿蘇村)	南阿蘇村のうち国立公園の特別保護地区及び森林の区域を除いた区域	総面積 12,124ha (農用地面積 4,591ha)
	西原地域 (西原村)	西原村のうち森林の区域を除いた区域	総面積 6,074ha (農用地面積 2,648ha)
地域計	7地域	総面積 97,240ha (農用地面積 40,787ha)	
県 南 農業地域	八代地域 (八代市)	八代市のうち用途地域、都市計画法の臨港地区、国定公園の特別保護地区及び森林の区域を除いた区域	総面積 21,681ha (農用地面積 7,708ha)
	氷川地域 (氷川町)	氷川町のうち森林の区域を除いた区域	総面積 3,247ha (農用地面積 1,841ha)
	水俣地域 (水俣市)	水俣市のうち用途地域、都市計画法の臨港地区及び森林の区域を除いた区域	総面積 10,012ha (農用地面積 1,801ha)
	芦北地域 (芦北町)	芦北町のうち港湾法の臨港地区及び森林の区域を除いた区域	総面積 17,668ha (農用地面積 1,867ha)
	津奈木地域 (津奈木町)	津奈木町のうち森林の区域を除いた区域	総面積 3,222ha (農用地面積 809ha)
	人吉地域 (人吉市)	人吉市のうち用途地域及び森林の区域を除いた区域	総面積 13,742ha (農用地面積 1,651ha)
	錦地域 (錦町)	錦町のうち森林の区域を除いた区域	総面積 6,094ha (農用地面積 1,943ha)

農業地域名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
	多良木地域 (多良木町)	多良木町のうち森林の区域を除いた区域	総面積 7,440ha (農用地面積 1,897ha)
	湯前地域 (湯前町)	湯前町のうち森林の区域を除いた区域	総面積 2,014ha (農用地面積 683ha)
	水上地域 (水上村)	水上村のうち森林の区域を除いた区域	総面積 8,396ha (農用地面積 399ha)
	相良地域 (相良村)	相良村のうち森林の区域を除いた区域	総面積 3,153ha (農用地面積 1,172ha)
	五木地域 (五木村)	五木村のうち森林の区域を除いた区域	総面積 3,373ha (農用地面積 144ha)
	山江地域 (山江村)	山江村のうち森林の区域を除いた区域	総面積 4,874ha (農用地面積 590ha)
	球磨地域 (球磨村)	球磨村のうち森林の区域を除いた区域	総面積 4,097ha (農用地面積 761ha)
	あさぎり地域 (あさぎり町)	あさぎり町のうち森林の区域を除いた区域	総面積 6,109ha (農用地面積 3,506ha)
地域計	15地域	総面積 115,122ha (農用地面積 26,772ha)	
天草 農業地域	天草地域 (天草市)	天草市のうち用途地域、既成市街地区、都市計画法の臨港地区、港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域、国立公園の特別保護地区並びに森林の区域を除いた区域	総面積 57,458ha (農用地面積 8,354ha)
	上天草地域 (上天草市)	上天草市のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに森林の区域を除いた区域	総面積 10,300ha (農用地面積 1,465ha)
	苓北地域 (苓北町)	苓北町のうち港湾法の臨港地区及び港湾隣接地域並びに森林の区域を除いた区域	総面積 6,448ha (農用地面積 544ha)
地域計	3地域	総面積 74,206ha (農用地面積 10,363ha)	
県計	45地域	総面積 500,831ha (農用地面積 149,405ha)	

(注) 指定予定地域名：令和元年(2019年)12月31日現在。

市町村名：令和元年(2019年)12月31日現在。

指定予定地域の規模：令和元年(2019年)12月31日現在。

第3 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項

1 農業生産基盤の整備の方向

本県では、主要河川の流域等の農用地区域を中心に、昭和40年代から農業生産基盤整備を進めている。これまでに、水田では約39,000ha、畑地では約9,000haの整備が完了しており、本県の農業の礎として大きな役割を果たしている。

今後も、本県の農業・農村を持続的に発展させるためには、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨等により被災した農地や農業用施設の復旧・復興を進めるとともに、県全域の農用地区域における担い手や営農形態等、地域の特性に配慮した農業生産基盤整備を推進する。

また、担い手の育成・確保、担い手への農地の集積・集約化を図るため、営農や地域の状況に応じた農業生産基盤整備を推進する。

なお、整備した土地改良施設については、機能保全計画等に基づく適正な維持管理を推進するとともに、維持管理主体となる土地改良区等の体制整備・強化を図る。

さらに、これまでに整備された農地や農業水利施設等の適切な保全管理等、環境との調和に配慮し、農村景観や生物多様性の保全、地下水のかん養等、農業・農村が有する多面的機能（以下「多面的機能」という。）の維持・発揮に向けた取組みを、並行して推進する必要がある。

2 農地種別の構想

(1) 水田

水田地帯については、未整備区域の区画整理を進めるとともに、老朽化した排水機場等農業水利施設の計画的な整備を推進する。併せて、用排水分離・暗渠排水整備等の排水対策や畦畔除去による区画拡大等を総合的に進めることにより、水田の汎用化による高収益作物の導入や大区画化による生産コストの低減を図る。

また、これまでに整備した農業用ダムやかんがい施設については、機能保全に向けた計画的な整備を進める。

(2) 畑

畑作地帯については、これまでに整備された基幹的かんがい施設の更新や末端かんがい施設の整備を進めるとともに、区画整理や通作条件整備等を含めた総合的な整備を推進し、新規作物の導入や農作業の省力化等による経営の安定を図る。

(3) 樹園地

樹園地については、農作業の省力化や品質の向上、災害の防止を図るため、園内作業道やかんがい施設、農地保全施設等の整備を推進する。

3 中山間地域の構想

生産条件の厳しい中山間地域においては、地域の特性に応じた営農が展開できるよう、また、地形条件に応じた区画形状、耕作道の整備など整備水準の弾力化を図るとともに、農家のニーズに応じたきめ細かな基盤整備を推進する。さらに、地域に適した作物への転換、施設園芸などの導入や、農地中間管理事業を活用した担い手への農地の集積・集約化、法人経営・地域営農などによる効率化・低コスト化に対応した基盤整備を進める。

一方、棚田など急傾斜の農地にあっては、農業者の自力施工も活用することで、農家負担を軽減できる小規模な基盤整備や、生産性と自然環境、景観などの多面的機能の双方に配慮した農業者の自由な発想による基盤整備を支援する。

4 広域的農業生産基盤の整備の構想

農業生産基盤の整備にあたって、農地や用排水系統のつながりを踏まえた一体的な整備や、中山間地域における農業経営基盤の強化等を見据えた広域連携整備等、事業の効果増大や効率化が見込める場合は、広域的な取組を推進する。

第4 農用地等の保全に関する事項

1 農用地等の保全の方向

本県には、ヨナ・シラス等の特殊土壌地帯や地すべり防止区域等、災害が発生しやすい地域が多く存在することに加え、平成11年の台風18号による高潮災害や平成24年の熊本広域大水害、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨等の自然災害が発生し、農用地等にも大きな被害が発生している。さらに、ため池や頭首工等農業水利施設の老朽化が進行しており、これに起因する災害も懸念される。

よって、異常気象や施設の老朽化等による農用地等への災害を防止するため、排水機場やため池、頭首工等老朽化した農業水利施設や、海岸堤防等の海岸保全施設の計画的な整備を推進するとともに、ヨナ・シラス等の特殊土壌地帯の分布等を踏まえた浸食対策や地すべり対策等に取り組む。

また、農業の担い手の減少、高齢化の進展等を背景として、農地の荒廃化が懸念され、特に条件不利な農地が多い中山間地域においては、営農環境の悪化や多面的機能の低下が懸念されている。

このため、農地が荒廃化する前に、地域・集落における今後の農地利用に関する話し合いに基づき、農地中間管理機構を通じた農地の利用権設定や農作業の受委託の促進等により担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに、労働力を補完する組織の育成等、効率的な地域営農のシステムづくりを推進し、農地の有効利用を通じて農地の保全を図る。また、今後も農業の利用を図るべき荒廃農地については、耕作地への再生利用に向けた取組を推進する。さらに、営農環境の悪化や多面的機能の低下が特に懸念される中山間地域等に対しては、適切な農業生産活動が継続的に行われるよう農業の生産条件に関する不利を補うため、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度の活用等、農業用機械の共同利用、集落営農等による農業生産活動の維持や、農道及び用排水路の整備等により、農地を保全し、多面的機能が発揮されるよう支援を行う。

このほか、農業・農村の多面的機能や農業の自然循環機能の維持・増進を図るため、農業者だけでなく地域住民の多様な主体の参画のもとに、農用地等の良好な保全に努めるとともに、農村地域に特有の良好な景観の形成と農業的土地利用の誘導等を図るため、景観計画区域における景観農業振興地域整備計画の策定を推進する。

さらに、イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農作物等への被害は営農意欲の低下や荒廃農地の発生も懸念されることから、市町村等が行う鳥獣被害防止対策の取組みを支援する。

2 農用地等の保全のための活動

(1) 荒廃農地の再生利用や保全管理の推進

市町村や農業委員会を中心に、農地法に基づく利用意向調査等を踏まえ、再生可能

な荒廃農地については、所有者等による再生利用や保全管理を促進する。さらに、荒廃農地の解消と併せて農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積につなげる取組みを推進する。

また、地域の実情に応じて、市民農園利用等の農的利用や保全管理、教育・福祉・観光等他分野との連携等により、農村活性化につなげていく。

(2) 農地の有効利用の促進

人・農地プランに向けた集落単位での農地利用の実態や意向を踏まえた話し合い活動の支援、農業委員会や農地中間管理機構等関係機関との連携強化、担い手への農地の利用権設定や農作業の受委託を促進する施策の展開により、農地の有効利用を図る。

集落単位での農地利用の実態や意向を踏まえた話し合い活動の支援、JA や県農業公社等関係機関との連携強化、担い手への農地の利用権設定や農作業の受委託を促進する施策の展開により、農地の有効利用を図る。

また、荒廃農地等については耕作地へ再生し、認定農業者等の意欲ある担い手への集積・集約化を図るとともに、JA 出資型法人等による農業的利活用の促進を図る。

(3) 中山間地域等直接支払制度の推進

荒廃農地の発生等が特に懸念されている中山間地域等において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じて、多面的機能が継続的に発揮されるよう、中山間地域等直接支払制度の適正な運用を推進する。

(4) 多面的機能支払制度の推進

地域ぐるみで農地や農業用水等の資源を適切に保全管理し、その質的向上が図られるようにするとともに、水源かん養や良好な景観形成等農業・農村の有する多面的機能も維持・発揮されるよう多面的機能支払制度の適正な運用を推進する。

(5) 地域ぐるみの鳥獣被害対策の推進

鳥獣被害防止対策は、地域の実情に合わせて「生息しにくい環境整備と管理」「農地への侵入・被害の防止」「有害鳥獣の捕獲」を総合的に組み合わせた、地域住民が主体性を持った活動を推進する。

(6) 地下水と土を育む農業の推進

きれいで豊かな地下水とそれを育む肥沃な土地を未来へと引き継ぐため、減農薬・減化学肥料の取組や良質な堆肥の広域的な活用による土づくり、水稻作付、水田たん水等の取組を推進する。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等又は農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

(1) 農地の集積・集約化の推進

今後、農業従事者の高齢化の進展に伴い、農地所有者からの貸付等の意向が強まることが予測されることから、農地中間管理機構の積極的な活用を促し、担い手への農地の集積・集約化を促進する。

(2) 農地の効率的な利用の推進

農地の効率的利用を推進するためには、土地利用型農業や集約型農業等の各々の担い手による役割分担を明確にしつつ、地域ぐるみの話し合いにより、地域における農地、労働力、農業機械・施設等を機能的に活用する地域営農システムづくりが必要である。土地利用型農業については、認定農業者等を中心とした担い手への経営農地を集約化し、農作業の効率化等を図ることによって農地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を推進する。

また、施設園芸においては、品質向上や規模拡大による安定的な施設園芸の経営を育成する。畜産においては、経営規模拡大や経営主の高齢化等による経営内の労働力不足に対応するため、各種ヘルパー、コントラクター等の外部支援組織の育成及び利用推進を図るとともに、ロボット、ICT、IoT、AIといった新技術の実装によるスマート農業を推進する。

さらに、作付の集団化等による農地の効率的な利用、育苗等の受託を行うサービス事業者の積極的な活動等を通じて、地域の営農が全体として効率的に運用されるシステムづくりを行う。また、小規模兼業農家が多い地区や中山間地域においては、将来の農地の引き受け手となる担い手が不足していることから、荒廃農地の発生や地域の環境悪化を防ぐため、集落単位で将来に向けた話し合いを行い、機械の共同利用や農作業受託等を行う生産組織の育成等、地域全体で農地を保全・活用する営農活動の構築を推進する。

(3) 農地情報図(GIS)の整備・活用の推進

農業従事者の減少・高齢化が進む中で、担い手への農地の集積・集約化、荒廃農地の再生、地域農業の将来設計等が喫緊の課題となっている。これらの課題解決にあたっては、県・市町村・農業委員会等の関係機関が保有する農地に関する情報を共有し、地域全体で今後の農地利用を考え、農地の有効活用を図るための方策等を検討し、対策を講じていくことが重要である。

こうした取組を効率的に進めるため、基図（航空写真、地形図、地籍測量図）上において、農地の整備状況・利用状況・農家の現状や意向等を視覚的・経年的に把握し、総合的な視点で現状分析・課題抽出・政策検討・進捗管理が可能となるシステムを整備する。

また、関係機関（県、市町村、農業委員会、JA等）との情報共有及びシステムの利活用に向けた取組を推進する。

（４）効率的かつ安定的な農業経営の基本指標の活用

効率的かつ安定的な農業経営に資するため、別途定める「熊本県食料・農業・農村基本計画」に示されたモデル経営類型を基本指標として活用する。

なお、経営指標のモデル経営類型は、地域の振興品目や作型等の組合せにより多様にわたることから、地域の特性に応じた類型を参考とする。

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県では、天草等の島しょ地域から阿蘇等の山間地域まで、変化に富む地形や気候を有し、これらの立地条件を活かした多彩な農業生産が行われている。

本県農業が首都圏などへの食料を供給する地域としての役割を果たしつつ、環境変化に対応しながら、農業・農村の持続的な発展や活性化等を図るためには、変革と共生による活力ある農業の振興を基本目標に、安全、高品質、低コストの売れる農産物づくりの実現を図ることが重要である。

このため、次の基本方向に沿って、必要な農業近代化施設の整備を進める。

(基本方向)

新品種、新技術の導入や育苗センターの整備等による新たな生産方式の導入等を進めながら、地域特性を活かした高品質化や低コスト化を推進するとともに、作目転換等への取組により、高品質でできるだけ低コストな売れる農産物づくりを進める。

生産と環境との調和を目指し、安全な農産物づくりを進めるため、土づくりを基本とした自然環境型農業を促進する。

選果基準の統一等による広域統一ブランドの確立や大消費地での販売情報拠点整備を図るとともに、地場流通体制の整備や付加価値の高い農産物加工を推進する。

優良品種の育成や、省力・低コスト化、高品質化の技術開発に加え、環境に配慮した技術開発や情報化への積極的に対応する。

1 主要作物別の構想

県央及び県北農業地域では、平坦地の水田で、米（飼料用稲を含む）、麦、大豆等の土地利用型作物、トマト・いちご等の野菜及びトルコギキョウ・宿根カスミソウ等の花き等を中心とした農業生産が、畑地帯では、飼料作物及びすいか・メロン等の施設野菜やかんしょ・にんじん等の露地野菜を中心とした農業生産が行われており、地域全体で水田・畑地帯で生産された自給飼料作物を活用した畜産が営まれている。

また、有明海及び不知火海沿いの樹園地では、温州みかん等の果樹の生産が盛んであり、県境及び緑川上中流域等の中山間地域においては、果樹及び茶等の工芸作物等の生産が行われている。

阿蘇農業地域では、広大な耕地と夏季の比較的冷涼な気候を活かした多彩な農業生産が行われている。水稻栽培では、付加価値の高い特別栽培米「阿蘇コシヒカリ」が生産されている。野菜では、夏秋トマトやほうれんそうの施設栽培やだいこん、キャベツ等の露地栽培が行われ、西日本を代表する夏秋野菜産地となっている。花きでは、

夏秋期を中心にリンドウやトルコギキョウ、スターチス等が生産されている。

また、恵まれた草資源を活かし、肉用牛・乳用牛等の大家畜を主体にした経営が行われている。

県南農業地域は、い草やトマト、メロン等の施設園芸を中心とした高生産性農業地帯であり、水俣・芦北地域は、自然条件を活かした甘夏、不知火類（デコポン）を中心とした果樹や減農薬・減化学肥料によるたまねぎやお茶等の生産が行われている。

また、人吉・球磨地域は、平野部では米（飼料用米を含む）、麦、大豆、たばこの土地利用型作物等の生産が行われており、また、畑地帯からなる中山間地域では、肉用牛・乳用牛等の大家畜、茶等の工芸作物やくり、なしを中心とした落葉果樹の生産が行われている。

天草農業地域は、平地が少なく農業生産条件は恵まれていないが、温暖な海洋性気候を活かし、かんきつ類や早期水稻をはじめ、野菜、花き、畜産等多様な農業生産が行われている。

このように、それぞれの地域の特性に応じた作物を中心とした振興策を推し進めていくためには、これに対応した農業生産技術体系及び生産から流通、加工にいたる一体的な施設の整備を図ることが必要であり、主要な作物別の農業の近代化のための施設の整備に関する構想は、以下のとおりとする。

（１）米

消費者や実需者の多様なニーズに対応した売れる米づくりを基本とし、地域特性を活かした産地づくりを推進する必要がある。

そこで、本県の多岐にわたる立地条件を活かし、「熊本県推奨うまい米基準」に基づいたトップグレード米や高付加価値米等の産地づくり、担い手への農地の集積・集約化による生産コスト低減、米粉用米や飼料用米等の新規需要米による水田のフル活用と不作付地の解消等により、地域の特色ある稲作の振興を図る。

このため、カントリーエレベーター等を核とした広域農場や地域営農組織等を育成し、経営規模に応じた農業機械・施設の導入を推進するとともに、農地の大区画化や暗渠排水の整備による水田の汎用化等の農業生産基盤を整備する。

（２）麦

土地利用型農業における重要な作物として、実需者ニーズに応じた売れる麦づくりを推進するとともに、DON 対策を徹底して、安全性の確保に努めつつ、高品質麦の安定生産の確立を図る必要がある。

また、担い手への作付の集約化と低コスト麦作を推進するとともに、流通の合理化を図る必要がある。

このため、カントリーエレベーター等を核とした広域農場や地域営農組織等を育成し、経営規模に応じた農業機械・施設の導入を推進するとともに、農地の大区画化や暗渠排

水の整備による水田の汎用化等の農業生産基盤を整備する。

(3) 大豆

大豆は、土地利用型農業における輪作体系に不可欠で、生産性の高い水田農業を確立するための重要な作目であり、単収及び品質向上を図り、需要に応じた売れる大豆づくりを推進する必要がある。

このため、カントリーエレベーター等を核とした広域農場や地域営農組織等を育成し、経営規模に応じた農業機械・施設の導入を推進するとともに、農地の大区画化や暗渠排水の整備による農地の汎用化等の農業生産基盤を整備する。

(4) 施設野菜

適地適作と優良品種を基本に、土づくりや適期管理等の基本技術を徹底し、排水対策を含めた土壌管理や病害虫防除等の品目別の技術対策による高品質な野菜生産を推進する。

また、収益向上と低コスト化を目指し、低コスト耐候性ハウスの導入や既存ハウスの補強による気象災害に強い生産体制を構築するとともに、面積当たりの収量・品質向上を実現するため、温度・湿度・炭酸ガス濃度の自動管理を行う本県の施設装備に適した高度環境制御装置の導入を推進する。併せて、ヒートポンプ等省エネルギー機器の導入による燃油高騰対策にも継続して取り組む。

県内の主な野菜の集出荷施設については再編・整備をほぼ終了しており、今後は産地規模の変化や消費地のニーズに対応するため、地域枠を越えた広域体制整備による流通コスト低下を進める。

(5) 露地野菜

国産野菜の需要が見込まれる加工・業務用野菜の生産拡大を図るとともに、経営安定を図るための契約取引を推進する。特に新たな産地の育成では、栽培と収益性を実証する大規模実証ほの設置による産地化を進め、加工・業務用野菜の生産に取り組む組織等への機械導入支援を行い、面積拡大を図る。

さらに、県内各産地が連携し出荷を行う広域出荷体制の構築を図るとともに、継続出荷を行うリレー出荷への取組を推進する。

(6) 常緑果樹

農地中間管理機構を活用した樹園地の集積等による園地再編や基盤整備、省力化機械・施設の導入を推進するとともに、平坦地への果樹の導入を促進し省力化・軽労化・低コスト化を推進する。

また、優良新品種への転換と併せて、ハウスやマルチ・かん水等の施設整備を進める。

集出荷施設については、既存施設の改修・整備による長寿命化を図るとともに、JAの枠を超え県全体での集出荷施設の再編構想に向けた取組を推進する。

(7) 落葉果樹

高品質果実の安定生産を進めるため、優良品種への更新を進めるとともに、低コストな雨よけ施設の整備促進、台風等気象災害対策として、棚栽培の強化・拡大等を推進する。

また、一層の省力化・低コスト化を図るため、平坦地への展開を推進するとともに、施設・機械の有効利用に向け農地の利用調整等を通じた集団化を推進する。

さらに、集出荷施設については、他品目・他産地との連携を含めた整備を推進する。

(8) 花き

高品質な花き生産が可能な冷暖房温度管理や循環扇等のハウス内環境制御技術の導入をはじめ、生産から流通までの徹底した鮮度管理による高鮮度花きの供給やオリジナル花き等の開発・生産・販売を推進する。

また、量販店等向けの日常的に必要となる需要に対応するため、気象災害の影響を受けにくい耐候性ハウスや強化型ハウス等の施設整備をはじめ、単収増加技術等の普及や計画生産、品質の均一化を進める。

さらには、生産・流通・販売における徹底した効率化が図られるよう、生産面では、規模拡大や機械化、省力品種、多収品種の導入、出荷調整作業等の共同化・機械化を推進する。

一方、流通面では、出荷規格の統一をはじめ、鮮度保持低コスト輸送技術の導入やIT等を活用した新しい集荷・販売・流通体制の整備を推進する。

(9) いぐさ

外国産との厳しい競争が続いており、国産豊表の生き残りに向けた高品質豊表の生産が重要である。また、高齢化による担い手の減少や栽培面積の減少の進行に伴い、産地維持も大きな問題となっている。

このため、優良品種の導入やQRコード等を活用した適正表示等による輸入品との区別化、多収品種を拡大し生産枚数を確保することで、国産豊表のシェアの拡大につなげていく。

また、1戸当たりの作付面積の拡大に向けて作業の外部受託組織の設立や雇用を活用した法人経営体の育成等に取り組む。

規模拡大に必要な農地については、優良農地の集積・集約化を支援しながら確保していく。

(10) 茶

茶価低迷や生産者の高齢化、茶園の老朽化等の課題に対応するため、高品質茶の生産や生産体制の合理化が必要となっている。さらに、凍霜害や火山活動に伴う降灰被害等

気象災害に向き合える体制整備の重要性が高まっている。

このため、高品質で売れる茶の生産や大消費地への販路開拓等に取り組むとともに、各産地の特性を活かした茶加工体制の再編や経営基盤の強化、茶園の新改植、防霜や除灰に係る機械施設の導入等による生産基盤の整備を進めていく。

(11) 葉たばこ

担い手の育成や生産の安定と高品質化を進めるとともに、乾燥作業等の省力化を図ることが必要である。

このため、経営規模の拡大を促進し、機械・施設の共同利用及び共同作業を進める。特に、共同乾燥施設や育苗施設を核とした受委託作業方式を拡大し、省力化を進めるとともに、乗用型管理作業機等の導入による労働の軽減を図ることが重要である。

これらの実践により、本県たばこ農家が目指す農家所得や経営規模の目標を示した「くまもと1592構想」を実現する。

(12) 酪農

国内外の畜産物需要に応えるための生産基盤強化と畜産物の生産・供給の実現に取り組むとともに、次世代に継承できる持続可能な経営の展開を進め、本県酪農が成長産業として持続的に発展することを目指していく。

このため、性別別精液・受精卵を活用した効率的な乳用後継牛の確保、適正な飼養・衛生管理の徹底による乳用牛の供用期間の延長及び分娩間隔の適正化、牛群検定への加入及び積極的活用推進等による乳用牛の生産性向上に努めることで、乳牛償却費の低減や生涯産乳量の増加を図る。

また、各種ヘルパー、乳用牛の若齢預託牧場、キャトルブリーディングステーション(CBS)等の外部支援組織の育成・利用や、搾乳ロボット、自動給餌システム等の新技術の実装を推進し、経営の規模拡大や多角化、生産性の向上に加え労働負担軽減やストレスの軽減などを図る。

さらに、長大作物及び牧草類の増産、濃厚飼料や自給飼料混合TMRの原料としての飼料用米の生産・利用拡大及びTMRセンター、コントラクター等外部支援組織の充実強化による飼料生産作業の分業化・外部化の推進により、地域全体での持続的な酪農の体制整備を推進する。

加えて、家畜排せつ物については、老朽化が進む堆肥舎の補改修推進など適正管理のための支援を継続しながら、農地還元や耕畜連携等の資源循環による堆肥の有効利用を推進する。

(13) 肉用牛

国内外の畜産物需要に応えるための生産基盤強化と畜産物の生産・供給の実現に取り組むとともに、次世代に継承できる持続可能な経営の展開を進め、本県の肉用牛生

産が成長産業として持続的に発展することを目指していく。

特に、肉用牛繁殖基盤においては、高齢化・後継者不足による小規模な経営体の減少が顕著であり、意欲ある経営体による規模拡大を支援することに加え、適正な飼養管理の徹底や発情発見装置などICT等の新技術を活用した分娩間隔の適正化や、性別別精液・受精卵移植の計画的な活用による優良繁殖雌牛群の改良・増殖等を推進し、肉用牛の生産性向上に努める。

また、各種ヘルパー、CBS等の外部支援組織の育成・利用や、哺乳ロボット、自動給餌機等の新技術の実装を推進し、生産性の向上に加え労働負担軽減やストレスの軽減などを図る。

さらに、長大作物及び牧草類の増産、濃厚飼料や自給飼料混合TMRの原料としての飼料用米の生産・利用拡大及びTMRセンター、コントラクター等外部支援組織の充実強化による飼料生産作業の分業化・外部化の推進により、地域全体での持続的な肉用牛の生産体制整備を推進する。

加えて、家畜排せつ物については、老朽化が進む堆肥舎の補改修推進など適正管理のための支援を継続しながら、農地還元や耕畜連携等の資源循環による堆肥の有効利用を推進する。

(14) 養豚

国際化の進展、長期的な飼料穀物需給のひっ迫に対応していくため、引き続き飼料要求率の改善による低コストな豚肉生産を推進する。また、養豚経営の安定的な継続のためには、地域環境との調和を図ることが必要であることから、老朽化が進む堆肥舎の補改修推進など家畜排せつ物の適正管理のための支援を継続しながら、耕畜連携等の資源循環による堆肥の有効利用を推進する。

また、消費者に安全で信頼される豚肉の生産を確保するため、飼養衛生管理基準遵守の徹底に加え、農場にHACCPの考え方を採り入れた衛生管理の普及やこれに準じた適切な飼養・衛生管理の徹底を推進する。

さらに、特長ある豚肉生産やより一層の生産コストの低減を図るため、エコフィードや飼料用米の利用促進を図る。

(15) 養鶏

国際化の進展、長期的な飼料穀物需給のひっ迫に対応していくため、引き続き飼料要求率の改善に努め、生産コストの低減を図りながら生産能力の更なる向上を図るものとする。また、養鶏経営の安定的な継続のためには、地域環境との調和を図ることが必要であることから、老朽化が進む堆肥舎の補改修推進など家畜排せつ物の適正管理のための支援を継続しながら、耕畜連携等の資源循環による堆肥の有効利用を推進する。

採卵鶏については、需要に見合った計画的な生産を行いながら、安全で新鮮、高品

質鶏卵の生産を促進する。このため、飼養衛生管理基準遵守の徹底に加え、農場にHACCPの考え方を採り入れた衛生管理の普及やこれに準じた適切な飼養・衛生管理の徹底を推進するとともに、採卵能力の高い品種を選抜利用する等により生産性の向上を図る。

肉用鶏については、安全で新鮮、さらに、高品質の鶏肉生産のため、種鶏から鶏肉生産の各団体において、HACCP方式導入等による適切な飼養・衛生管理の徹底に努めるとともに、品種の選抜や技術・経営指導の徹底により生産性の向上を図る。

さらに、肉用鶏では特長ある在来鶏等の利用を進めるものとし、育種改良の促進、ひなの供給体制の整備、生産マニュアルの策定等、生産体制の整備を図りながら、高付加価値鶏肉の生産の拡大と販売促進を支援する。

(16) 飼料作物

近年、中小規模の酪農及び肉用牛経営の減少や高齢化が進展する一方で、大規模法人経営では規模拡大が進み飼料生産・調整における労働力不足や機械設備への多額の投資等が生じることから、トウモロコシ等の長大作物や牧草類の作付面積が減少している。このため、長大作物を含む複数の草種の収穫に対応可能な汎用型収穫機械を備えたコントラクター組織の育成、飼料生産作業の効率化のための農地集積及び夏作、冬作に係わらず気象・土地条件に適した幅広い優良品種導入や飼料生産技術の向上など、様々な角度から自給飼料の増産を推進する。

また、我が国の気候・風土に適した飼料用稲を生産することは、食料自給率・自給力向上への貢献が期待されると同時に、地下水保全、水田フル活用の観点からも重要であり飼料用米等による水田を活用した飼料生産を推進する。飼料用米等の生産・利用を拡大するため、地域の状況や畜種に応じた飼料供給利用体制を整備するとともに、畜産農家の濃厚飼料原料であるトウモロコシの代替としての利用や自給飼料混合TMRの原料として利用・供給する取組みを推進する。

本県は阿蘇の草地・牧野に代表される草資源に恵まれており、阿蘇以外の地域からも放牧牛を受け入れる広域放牧や年間を通じて放牧を行う周年放牧等が盛んに行われているほか、休耕田等を利用した水田放牧等、地域の実情に応じた放牧に取り組む経営が数多くみられる。地域の資源を有効活用した放牧による経営の低コスト・省力化を図るため、放牧条件の整備や牧野看視員の育成・定着等の取組みを進める一方で、ICT等の新技術を活用した放牧牛管理を推進する。

2 広域的農業近代化施設の整備の構想

(1) 園芸集出荷施設の再編整備

県内の集出荷施設は、すいか・メロンの面積減少や他品目の生産の伸び等、園芸産地の急激な変化に対応し、旧農協単位に設置された従来の集出荷施設を再編統合し、

集出荷施設の集約化を進め、選果施設の稼働率向上や流通コストの低減を図る。

(2) 卸売市場の適正な配置

地方卸売市場は、農林水産物の集荷・分荷、価格形成、代金決済等の調整機能を有するとともに、食品流通の合理化と生鮮食品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしており、県内各地の地方卸売市場の維持・再整備や取引の活性化に努めるものとする。

(3) 乳業施設の合理化

酪農経営の創意工夫を活かした多様な生産形態に対応した流通体制の構築に配慮しつつ、乳業の合理化、経営体質の強化を図るため、乳業工場の稼働率向上等により、牛乳・乳製品の製造販売コストの低減を図る。また、令和3年6月からのH A C C P義務化を踏まえ、製品の品質向上及び衛生対策の高度化を推進する。

(4) 家畜市場の再編整備

家畜市場は、家畜の公正な取引と適正な価格形成に寄与している。近年、肉用牛繁殖雌牛頭数が増加傾向にある一方、交雑種を含む乳用種の取引頭数が減少しており、家畜市場の上場頭数は横ばい傾向にあることから、地域の実情に配慮しつつ、年間を通して安定した市場開催が図られるよう、家畜市場の再編を引き続き推進する。

第7 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項

1 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備の方向

本県の農業の担い手は、認定農業者を中心に他県に比べて多く確保されているものの、高齢化が進むとともに減少傾向にあり、担い手の確保・育成が重要である。

このため、引き続き認定農業者への誘導と再認定を進め、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者の経営や生産技術習得支援や離農する農家の経営資産の円滑な継承体制の整備を推進する。

また、家族経営協定の締結等女性や青年農業者の就業環境の改善や高齢農業者等がやりがいを持てる就業環境の整備等を進める。

さらに、畜産においては、畜舎や家畜等の生産基盤の新規就農者への円滑な継承を図るため、継承前の畜舎等の整備や、離農後に遊休化した空き牛舎の補改修及び機械等の整備を支援する。また、就農後即戦力となる人材育成のため、飼養・経営管理に係る技術や知識の習得について地域の関係機関が連携して行う空き牛舎等を活用した研修体制の整備を推進する。

この他、農村地域において、農業を担うべき者の育成及び確保のために必要とされる福祉・医療施設や「農業従事者及び就農希望者のうち研修を受け将来にわたって農業に従事することが確実な者」の居住のための一団地の住宅施設であって、他の「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設」の整備・活用と一体となって整備するもの（都市計画法の用途地域が必要となるような大規模又は複合的な施設を除く。）についても農業振興地域制度との土地利用調整のうえ立地を図る。

2 農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備

(1) 農業経営者の支援施設

農業経営の改善に意欲的な認定農業者等に対し、農地中間管理機構を活用した担い手に対する農地の集積・集約化、資本装備の高度化を図るための低利融資、機械施設を導入する際の支援施策等を重点的に実施する。

また、消費地と産地間の生産、流通面での密接な情報交換等を促進するために、生育状況、出荷予測等、産地情報システムの整備を進める。

(2) 多様な生産組織の支援施設

組織化を推進するため、啓発や地域リーダーの育成、話し合い活動等への支援を行うとともに、農業機械・施設等を導入する際に支援を行う。

(3) 新規就農者の確保・育成の支援施設

農業大学校において、スマート農業等の先端技術や大規模農業法人の経営を学ぶ

カリキュラムを導入するとともに、先進的施設や機械の導入等、教育・研修の環境整備を行うなど時代の変化に応じた教育内容を提供する。

初期投資が必要な部門への就農にあたっては、リタイアする農業者の資産等の有効活用等、就農者の負担軽減のための支援を行い、就農しやすい環境整備を行う。

(4) 都市農村交流施設

豊かな自然、食文化、歴史、景観等の地域資源を活用した滞在型、体験型の交流参加者の受入れを促進させるため、地域ぐるみのグリーンツーリズムの推進や農泊等に対する効果的な発信を支援する。

(5) 農業の6次産業化に取り組む担い手の支援施設

農業の担い手が製造業者(2次産業)、小売り業者等(3次産業)とのネットワークを構築して取り組み、マーケットインの視点で売れる商品づくりや新たな販路の拡大を図る。また、HACCP等に対応するため、加工所の衛生環境を高度化する加工機器等の整備を推進する。

3 農業を担うべき者の育成及び確保のための活動

(1) 認定農業者・農業法人への支援

効率的かつ安定的な経営を行う意欲ある農業者が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立するため、市町村やJA等関係機関と連携して認定農業者への誘導と再認定を進め、各種研修の実施や支援制度の活用により認定農業者の経営改善を支援する。

さらに、経営管理能力の向上や経営体としての継続性等、経営の高度化・効率化のための重要な手段である農業経営の法人化を志向する農業者については、法人化講座や個別相談等経営状況に応じて支援を行うとともに、法人化後は、経営強化に向けた支援を行う。

併せて、離農する農家とのマッチングを進め、経営資産の継承による生産技術や経営ノウハウなどの無形資産の継承を行う。

(2) 地域営農組織の育成

米、麦、大豆等の土地利用型農業部門においては、農地の集積・集約化を図り、農業機械の効率的な利用を行う地域営農組織の育成が重要である。

本県においては、令和元年度末で376の地域営農組織が設立されており、農地の面的集積や法人化、組織の再編・統合を進め、経営の安定化と継続的な発展を図るとともに、次世代のリーダーや後継者を育成する取組を支援する。

また、担い手が少ない地域では、啓発やリーダー育成、話し合いを通じて農業者の合意形成を図り、地域営農組織の育成を進める。

畜産においては、各種ヘルパー、コントラクターやTMRセンター、CBS等の外部支援組織の育成・利用により労働力不足への対応及び生産性の維持・向上を図る。

(3) 将来を担う多彩な人材の育成

農業者の減少・高齢化が進む中、本県農業を維持、発展させていくためには、将来の担い手となる新規就農者の確保・育成が重要である。

本県の新規就農者数は、経営基盤や基礎的技術を備えた新規学卒就農者やUターン就農者といった親元就農者が減少傾向にあり、農外等からの新規参入者が増加傾向にあるが、全体としては減少傾向である。

そこで、中・高生等の若い世代に農業の魅力を発信し、就農意欲を醸成する取り組みを実施するとともに、新規学卒やUターンの親元就農、新規参入、雇用就農など、各々の就農形態に応じて就農相談から定着まで、地域一体となったきめ細やかな就農支援に取り組むとともに高い定着率の維持を図っていく。

また併せて、これら新規就農者が定着し、その後、地域を担う若手農業者となるよう、経営や生産技術等を高める研修会の実施や組織活動の支援を行う。

(4) 女性農業者の社会参画・経営参画

女性農業者は、本県農業就業人口の約41%を占め、農業生産活動の重要な担い手であるとともに、地域住民とのつながりや、女性の新しい気づきや視点などを活かし、意思決定の場へ参画拡大を進めることで、今後の農村の活性化や発展に重要な役割を担っている。

このため女性が農業経営や地域社会において持てる能力を十分発揮できる環境づくりを進め、女性農業者の能力向上と社会参画を積極的に促進することが必要である。

そこで、関係機関・団体と連携し、生産技術や経営管理能力の向上を図るとともに、経営参画及び地域における政策・方針決定の場等への女性の参画を進める。また、農業生産や加工活動等の新たな起業へのチャレンジや加工技術・経営管理等高度な分野での起業活動を支援する。

(5) 企業の農業参入

本県では、元気な担い手が比較的多く残っているものの、中山間地域や海岸島しょ地域等担い手が減少している地域も増えてきている。

このため、このような地域については、企業の農業参入を新たな担い手の確保と荒廃農地の解消、地元雇用等による地域活性化の一環として位置付けて取り組むこととし、参入に当たっては、地域の農業者や農業団体等地域との共存に配慮しながら推進する。

第8 第5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本県の農業・農村が、将来にわたり持続的に発展していくためには、農地の集積・集約化を推進し、意欲ある農業者が、農業生産の相当部分を担う効率的かつ安定的な望ましい農業構造を確立することが大きな課題となっている。

また、農村地域における定住化、集落機能維持や地域社会の活性化を図るためには、農業以外の産業に就業を希望する農業従事者等の就業機会確保も必要となっている。

このため、各種法令はもとより、地域農業の担い手の育成、地域社会との調和、適正な土地利用、公害防止や自然環境保全等に留意し、成長性と安定性のある工業等の導入を通じて、農業従事者、特に、不安定な就業状態にある農業従事者の地元における安定就業を促進する。

併せて人・農地プランの実質化に向けた集落等における話合いの促進や農地中間管理機構の活用により、地域農業の中心となる経営体に農地を集積・集約化し、生産性の高い農業の確立に努めていく。

また、農村については、都市住民の「憩い」、「やすらぎ」、の場としての認識が高まっており、地域資源を活かした交流施設の整備や都市と農村との交流活動の展開をとおした地域の魅力の創出や独自の産業の育成により、就業機会の拡大等に結びつけていく。

2 農村地域における就業機会の確保のための構想

上記の目標を踏まえ、農村地域における就業機会の確保について、以下の基本的方向に即して推進する。

- (1) 産業の導入により地域の農業者に安定した就業機会を確保し、産業の立地・導入に伴う土地利用調整による担い手への農地の集積・集約化を推進するため、積極的かつ計画的に農村地域への産業の導入を推進する。その際、過去に造成された工業団地及び再生利用が困難な荒廃農地を含め活用されていない土地が存在する場合には、その活用を優先する。
- (2) 農村地域への産業の導入に当たっては、農業をはじめとする地域産業の振興や地域づくり、生活環境の整備等に留意し、総合的かつ計画的な土地利用に努める
- (3) 導入すべき産業については、地域の望ましい就業構造に応じて、成長性と安定性のある産業を導入する。この場合、立地条件、地場産業の状況、農業構造の改善状況及び環境保全上の条件等各地域の特性について十分考慮する。

また、地元における農業関連の企業化を推進するという観点から、農業を支援する機能を有する産業や地域に賦存する資源を利用した産業の振興に努める。

- (4) 産業の導入に当たっては、地域環境の現況を踏まえつつ公害の防止や健全な水循環機能の保全、適正なリサイクル・廃棄物処理、自然環境の保全等に十分留意する。
- (5) 産業の導入に当たっては、農業生産基盤等の整備状況に留意して進め、認定農業者や生産組織等への農地の集積・集約化を促進し、規模拡大を継続的かつ着実に推進する。
- (6) 農業構造の改善を進めるに当たっては、地域農業の担い手の育成・確保に留意するとともに、不安定兼業農家の他産業への安定就業を計画的に促進し、農家所得の安定を図る。
- (7) 都市と農村との交流を通じた農産物の直売、加工、農泊等の起業を促進し、就業機会の拡大を図る。
- (8) 障がい者等が農業分野において様々な形で活躍することを通じて農業経営が発展するよう、農業・福祉双方の理解醸成と農福連携の考え方の周知に努める。

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

1 生活環境施設の整備の必要性

農村は、農業生産の場、地域住民の生活の場として重要な役割を担うとともに、農村景観の形成や自然環境の保全、農耕文化の継承等の役割も担っている。

しかし、農村の多くは、都市に比べ社会資本の整備が遅れており、また、近年の人口減少や混住化の進行により、相互援助や共同活動等が困難になる等集落機能の低下が進んでいる。

特に、中山間地域では、過疎化や高齢化の進行が著しく、地域社会全体の活力が低下しつつある。

このため、農村景観や生態系の形成、地下水のかん養等農業・農村が有する多面的機能に配慮しつつ、農業生産基盤の整備と併せ、農村の生活環境の向上を図る。

また、中山間地域等においては、立地条件を活かした特色ある農産物づくりを促進するとともに、地域の主体的な取組を支援しながら、環境保全等の多面的機能の維持、伝統芸能等の農村文化を継承しつつ、都市と農村の交流等による活力あるむらづくりを推進する。

2 生活環境施設の整備の構想

農村の生活環境の整備については、農業従事者を中心とする住民の定住条件の改善により農業・農村の健全な発展と快適性の向上を図るため、農業生産基盤と一体的に整備することを基本に、農村公園、コミュニティ施設等の整備を推進する。

また、その整備に際し、潤いと安らぎのある農村の構築を目指し、農村の有する自然環境や生態系に配慮するとともに、美しい田園風景や農村文化を保全・継承し、水・緑を活用した良好な景観の形成と快適な農村空間の創出に努める。